

平成20年10月3日

【中川委員長】 それでは、生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会第4回を開かせていただきます。

今日の案件は、大まかに分けまして3つあります。1つは人権の尊重について、2つ目が市民投票の原則について、3つ目が市民投票要件について。論点、3つでございますが、2と3は関連しますので、一括して取り扱うということによろしいでしょうか。

それでは、まず人権の尊重についてに入りたいと思います。それでは、これについての資料を御用意いただいておりますので、御説明をお願いします。

1. 人権の尊重について（事務局：検討資料読み上げ）

【中川委員長】 この基本構想及び条例案提示、条例解説案提示が原案としてここに出しておりますが、これに関して御意見を賜りたいと思います。

障がい者に関する概念は、「など」の中に入っているということですね。外国人に関しては国籍に入ってきます。

じゃ、こちらから、いつもの順番で行きましょう。

【三林委員】 人権の保障というのが繰り返されているんですが、人権を保障するというのは、基本的人権の尊重にして、大きく国が定めているものであると思うんですけど、わざわざ、またここでうたわないといけない性格のものなののでしょうか。

【中川委員長】 基本的人権の保障は国法で最低ベースは定められているけれども、地方自治体として独自に、より強い人権保障をうたうということは決意表明としてあり得ることですよね。自治事務もありますから。自治事務は自治体の責任において行う事務ですから、それに関しても守りますということ、あえてきちつと言うということですね。何でも国の法律が定めているから大丈夫という考え方はとらない。それよりレベルの高い決意表明をしますということと違いますか。

上埜さん、いかがですか。

【上埜委員】 先ほど、ちょっと聞き逃したので、障がい者とかそういうのは入ってる

というのはあったんですかね。

【中川委員長】 「など」に入ってくるという。

【上埜委員】 「など」に入るわけですか。それじゃ、別に私としては意見はないと思います。

【中川委員長】 性別で男女共同参画が反映されて、年齢で子ども、高齢者となってくるんでしょうね。国籍で内国人、外国人、「など」のところに障がい者及びH I V、エイズ、ハンセン病、刑余者とか、ここにおられるかどうか知りませんがアイヌの民族の人とか、一杯ありますよね。それを全部包括するということですよ、ここで。障がい者を定義するのは難しいんですよ。身体的障害の有無に関わらずと言ったら、ほんなら知的障害、精神障害はどないなるのかというて、またそこも定義せないかんから、だからここは「など」で包括しているということではないですか。

乾さん、いかがですか。

【乾委員】 結構です。

【中川委員長】 はい。それじゃ、日高さんは。

【日高委員】 結構です。

【中川委員長】 よろしいですか。金谷さんは。

【金谷委員】 これは一応、基本条例ですからね、余り細かく出す必要もないし、こういう文章でいいのかなとは思っています。

【中川委員長】 はい、分かりました。それじゃ、安藤さん。

【安藤委員】 この基本条例は、すべての市民が責任があるわけですね。そういう全員の中で保障されて、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならないですけども、参加する自由、しない自由ということも、これやったら絶対に参加するみたいな感じに私は受け取れるんですけども、自主的、主体的に関わるというような文言が入れられたら、更にいいかなということをおもうんですけど。

【中川委員長】 それは、どこかで規定していなかったかな。

【事務局】 はい、規定しています。

【中川委員長】 別に規定ありますよ。

【事務局】 はい、別に規定あります。

【安藤委員】 あ、そうですか。

【中川委員長】 どこやったかね。まちづくりへの参加の意思の自由度というのは、ど

こかで規定しましたよね。

【事務局】 まちづくりの参画の権利というところで、地域コミュニティ部会で最初のころにやっていると思いますけれども。

【中川委員長】 それは別途規定があるから。

じゃ、津田さん。

【津田委員】 内容について、対象について、より具体的に書かれているので、先程のお話にもありましたように、障がい者の方々については「など」の中に、以前にもそういうお話があったと思うんですけど、入っているということで、より明確になっているので、いいのかなと思います。

【中川委員長】 はい、ありがとうございます。それと、一委員として言いますが、まちづくりについては別途、前文若しくは前の方できちんと定義しようということでしたから、これは団体自治、住民自治、双方を包含する概念だということでしたよね。

【事務局】 そうです。

【中川委員長】 だから、あいまい規定ではないぞという。事実上、生駒市のいわゆる地域づくりと、生駒市の行政と、全部これは重なってくる言葉だということです。

それでは、これを原案了承ということでもよろしいでしょうか。

それでは、次に市民投票原則及び市民投票要件についてお願いします。

2. 市民投票原則、3. 市民投票要件について（事務局：検討資料読み上げ）

【中川委員長】 大変細やかで内容の詳しい資料を御説明いただいたわけですが、今の資料説明に関して、何か御意見、御質問、ございますか。説明された資料に関してです。よろしいですか。

それでは、2つ合わせて説明いただいたわけですが、1つは市民投票原則について。これは前回までのこの委員会としての意見は、個別の案件ごとに投票することを別途定めようということ、常設型でなく個別型でいってはどうかということ、暫定的に中間結論を持つったわけですが、それを常設型にする方がいいのか、なお、個別型で答申を出すべきなのかということの判断というか、それをまずは考えねばならないと。しかしながら、内容的に投票要件そのものを審査していかなければ、個別でいくべきか常設でいくべきかの判断もできないだろうということなので、一括してこれを議論したいということです。

以下は皆さん方の御意見を順次いただきたいと思います。ちょっと次は順番を変えて、津田さんからお願いできますか。

【津田委員】 今、先程詳しい説明をいただいたんですが、今、ここでこの問題を持っている意味合いからしますと、具体的な方法論に入っていくと思うんですけど、考え方に基づいて方法論をどうするかということにチョイスすればいいのかなと思うんですが、ただ、時間がかかり限られた時間なので、やっぱりそれぞれの意見を皆さんが出されて、その意見をそれぞれ聞かれた上で、もう1回判断していくという方法をとる方が、今の説明だけでは範囲が広過ぎて、ちょっと分かりづらいところがあると思うんですね。ですから、それぞれの項目について詰めていくのか、項目と言いますのは、いろんな要件がありましたね、①からございました。あの辺を詰めていくのか、どうするのか。方法についても、ちょっと最初に決めておかないと、この時間の中だけでどうこうしていくんだということは難しいとかと思いますので、その辺を各委員さんの御意見をお聞きしたいと思います。

【中川委員長】 その件についても、合わせて意見いただきたいと思います。今おっしゃったのは、我々は自治基本条例の骨格と、それから体系化を目指して頑張るとるわけで、住民投票の細部にわたる要件の審議まで時間をかけてるというゆとりは無さそうなので、これは、今回は常設型にするか、若しくは従来どおりの個別型のままでいくかという程度の態度表明はできるかも知れんけれども、再度、もう一遍持ち帰って、次回にそれを議論を送りたいと、資料を持ち帰って各委員の意見をまとめたいという考え方の御意見もあるということを今、津田さんはおっしゃったわけですね。それも1つの提案でございます。さりながら、今日、全員の御意見を一応いただきたいと思いますので、それを合わせてもう一遍議論しましょう、この時間内で。

では、安藤さん、どうぞ。

【安藤委員】 個別型か常設型かということですかね。

【中川委員長】 それでも構いませんし、それから細部にわたっての御意見でも構いません。

【安藤委員】 私の個人的意見としましては、常設型がいいかなというふうに思います。やはり議会制民主主義を補完するために住民投票というのが認められているわけですから、やはり議会で否決されて市民の意見が通らないということはあっても絵に描いた餅みたいな感じなので、頻繁にいろんなテーマですということも考えられるので、その辺はちょっとハードルを高くして規定をして、常設型でやった方がいいんじゃないかなと私は思っ

ています。

【中川委員長】 常設型が望ましい。しかしながら、ハードルというのは、余り低くてはまずいだらうということですね。そうすると、ハードルに関しては、例えば議員の発議権の何分の1とか住民の発議権の何分の1とかという議論に関わってきますよね。これについては、第2番目の議論でできるならばしたいという御希望になりますね。

【安藤委員】 はい。

【中川委員長】 じゃ、金谷さん。

【金谷委員】 この問題が何故こういうふうに出てきたんかというのは、私、感じるのは、以前に高山の問題でそういう活動をされて、そして、それがうまくいかなかったというのは、これは個別型でやられたと思うんですよね。そこからの反省で、こういう常設型にしてこられているのかなという気はしますけども、常設型にやる場合は、今、この場でやっています基本条例の中でそれを入れるということは、ちょっと私、非常に難しいかなと。常設型でやる場合は、別個にそれだけの住民投票条例というのを個別にやって、委員会とか作って、そこで専門委員の方なんか、皆が入って、そこで議論しながら決めていくことにしないと、ちょっと非常にその辺が、どうも常設型の場合にちょっと時間かかるかなと思っています。

【中川委員長】 そうですね。今の金谷さんの御意見は、「大事なことは皆で決めよう会」から出していただいている2枚ものの条文よりも相当精密なもので、これはいいモデルを出してくださっているんですけど、これぐらいの条例は作らなあきませんもんね。

【金谷委員】 そうですね。

【中川委員長】 だから、このぐらいの条例に委ねることができるような、こっちの方の本体条例の受けをしておけばいいんじゃないかという御意見ですね。この本体条例の中に、これだけ細かいことを書き込むのは、ちょっと今はできない、そういう御意見。はい、分かりました。

じゃ、日高さん。

【日高委員】 常設型でいくのか、個別型でいくのか、いろいろ会議してもらって説明していただいているんですが、まだもう一つきちんと、対比されているところの部分は分かるんですが、どちらがいいかという自分の中で判断がまだ、よう決めかねています。もう少し、先程もおっしゃったように話もしたいし、先生がおっしゃったように時間としては、この中身までは入っていく時間はいかなものかというふうな思いがしておりますの

で、皆さんの御意見を拝聴して考えさせていただきたいと思います。

【中川委員長】 はい。それでは、ちょっと、もう一遍向こうからいきます。三林さんから。

【三林委員】 よく分からない点が幾つかあるので、先にそのいい、悪いじゃなくて質問をしたいんですけども、例えば、ここの中に常設型をうたうとしますよね。そうすると、年齢が規定されるのでというデメリットがあるというふうに後ろに書いてあったと思うんですが、小さい子どもたちのことに関する場合は、子どもたちの意見も聞きたいという話が以前、出てきたと思うんですけども、例えばそういう、これは子どもたちから投票が欲しいんだということになった場合は、例えば市長が発議をすれば、それに限っては個別に住民投票ができるということは可能なんでしょうか。

【中川委員長】 それは、独立した条例を作ればできます。

【三林委員】 作ればできる。

【中川委員長】 常設型条例の例にならわないで、独自の投票条例を議会に提案すればええわけです。

【三林委員】 あともう1点、常設型のデメリットのところ、制度の乱用というところがあったんですけども、危惧されるというところで、この住民投票を実施した主な例というのを挙げてくださっているんですけども、その中で、常設型の、資料の5に書いてある中でも常設型をされている自治体だと思うんですけども、常設型で住民投票をされているところ書かれていないんですね。市長発議のものが2つだけだったんですが、実際に乱用されているんでしょうか。どのぐらいの通常、住民投票がされているのかなと思って。その辺を、もし何か資料を御用意いただけたらと思います。

【中川委員長】 この資料でいくと、どれなのかな。どれだっけ。

【三林委員】 住民から見た4枚ものの資料のところ、こういう調査でやっていますと。

【中川委員長】 メリット、デメリットね。

【三林委員】 メリット、デメリットが3枚目に書いてあるんですけど、デメリットのところの制度の乱用を招く可能性がある。本当に常設型をしている自治体は乱用しているのかどうか。どれぐらいの住民投票を実際にはされているのか。

【事務局】 頻度とかね。

【三林委員】 頻度というか、回数とか。

【津田委員】 資料3に常設型、非常設型…。

【三林委員】 実際にされているかどうかというのは、今、主な例しかいただいでいないので、本当にそれは乱用を招くことになるのかどうかというのが知りたい。さっきおっしゃったようにハードルを上げておけば乱用というものは防げるのかどうか、それは、それこそ具体的な細かい中身を決めていかれるところが考えたらいいことだと思いますが、盛り込むかどうか私の意見を決めるに当たっては、この辺、分かればありがたいです。

【中川委員長】 おっしゃっていることが分かりました。実際に乱用した事例があるかと言うてはるんやけど、そういうことでしょうか？

【三林委員】 そういうことです。

【中川委員長】 乱用した事例という実例として出しにくいと思いますね。というのは、請求するだけで乱用になる可能性が出てくるわけですね。それだけでも行政にかなり作業させるし政治的インパクトを与えますからね。だから……。

【三林委員】 それは表に出てこないものですか。

【中川委員長】 それは出てこないでしょうね。だから、一種の政治アクションですから、投票が実施されたけど、それが乱用だったかどうかなんていうのは、投票すること自体は、正当な行為やから、だからいろんな背景、プロセスがあって、それ自体が政治判断としては乱用ではないかというふうに言われることはあるということですよ。ただ、それも判断するのは有権者です。それと、今の話でちょっと関係するんですけど、先程前川さん、人口との関係があるんじゃないかなということで、ちょっと調べられるかなとお願いしたこと、調べられました？

【事務局】 人口ですね。ちょっと待ってくださいね。

【中川委員長】 つまり、ちょっと資料面で数字を補強してほしいとお願いしたのは、住民のいわゆる発議件数、発議権のための連署数は何分の1というのが、人口規模のでかいところは低くなって、人口規模の小さいところは割と高くなっているんですね。そういう傾向が見受けられるので、大体、適正な発議権の何分の1というのは、そこから出てこないかなということも、ちょっと資料として見たいと思ったんです。出る？

【事務局】 順番に後ろに挙げさせていただいております市につきまして、人口を、ほぼ最近の人口データということで、高浜市でございますけども、4万4,624です。

【中川委員長】 はい、入れておいてください。

【事務局】 埼玉県の富士見市が10万5,693です。広島県の大竹市でございますが、

2万9,807です。広島市でございます。116万8,701です。滋賀県の近江八幡市でございます。6万9,595です。大阪の岸和田市、20万3,974です。千葉県の我孫子市でございます。13万5,953です。三重県の名張市でございます。8万3,436です。神奈川県の大和市でございます。22万4,028です。川崎市でございます。138万9,613です。

以上でございます。

【中川委員長】 それで、生駒市が10万何ぼやったかな。

【事務局】 11万7,277。有権者で9万4,428です。

【中川委員長】 今、数字を入れていただいたと思いますが、その数字とも対比しながら御覧いただければよいかと思えます。大和市はハードル高いですね。20万都市で3分の1。岸和田市も20万都市で4分の1。川崎市とか広島市が10分の1にしているというのは、政令都市で100万都市ですから、これは妥当性はあるかなという気はしますけどね。大きくなればなるほど集めにくくなるという反比例関係は想像できますから。このような数字も御参考にしておいてください。

三林さん、他にないですか。

【三林委員】 とりあえず以上です。

【中川委員長】 じゃ、上埜さん。

【上埜委員】 ちょうど懸案について、検討委員会でテーマの投票条例を研究しようかというときに、こういう要望書が出てきて、これ、市民自治検討委員会の定款はどないなっているんですか。こういうのは受け取ってええことになっているんですか。この辺のところと、これが出てくることによって我々は非常に混乱するわけですね。限られた時間で、あるいは今度の議会にも通さないかん、認めてもらわないかん関係もあって、議会とかそういったことも、ある程度賛同を得ないと市民基本条例は通らないわけで、定款にこういうものを受け取ってええんかどうかということを、ちょっと私もその定款、どっから持ってきて分かりませんねんけど、これ、ないのにこれを出されると、非常に混乱してしもうて、我々自身の冷静な審議ができない。

それで、もう1つは、金谷さんが言われてたように、大変複雑なことを決めていかないとかかん。これはこれで別にやるべきであって、この要望書を提案された方については、ここに係る費用を一体、市、今、行政改革を大変やかましく言われている中で、何千万もかかるようなものを、先ほど言われたように権利の乱用とか、いろんなことでどんどんこ

んな経費を使うということにも、非常に私は疑問に思います。それで、やはり個別型で、やはり市長なり議会なりにね、財政についての権限を持っているんですから、厳正な判断が必要なんです。だから、私は、はっきり言うて個別型にやるべきだと。常設型であれば、今言うてるように、この内容から見て原発とか、非常に大きな影響を及ぼすような合併とか、そういうことについては、私は何も否定はしませんけども、今、金谷さんが言われたように、高山地区のことの二の舞からね。今、この時期にこの市民自治検討委員会というのは、平成15年からやっているわけです。それを、そのときまで黙っていて、今頃このような形で盛り返してくるといのは、私はちょっと資質を問われると思うんですね。

【中川委員長】 ありがとうございます。厳しい御意見が出ましたが、前段の定款とおっしゃっているのは設置要綱ですよ。要綱上、禁止の定めは全くないので、要望をお出しただいて、要望を私どもが受けとめるというのは別に問題はないということと私は思っておりますが、むしろ市長とか議会への請願とかいう要望という形でお出しになる前に、こちらにそういう審議をしてもらいたいということでお出しになったものと受けとめればよいのではないかと考えております。後段の上埜さんがおっしゃったことについては、もう1度ここで議論したいと思っておりますので、常設型あるいは個別型、もう1度、皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

それでは、福田さん。

【福田委員】 ちょっと横道にそれるかも知れませんが、昨今、新聞、テレビ等で、この住民投票ということが非常に増えて参りました。それを見て聞いているたびに、私、正直言って揺れるんです。本当にこのメリット、デメリットのところに書いていますように、コストはどうか、それから乱用というのはどうか、そして、せっかくの市議会、そして最高の執行の市長さんがおられるところで、そこまで必要なんだろうか。そしてまた一方では、緊急を要するような、これだけ大きく出ていますようなダム工事に対する中止にはどうするねんと、原子力の発電所はどうするのかというようなことがどんどん出てきます。そしたら、そのときに無力な我々が投票することによって、それを防止することができる。しかし、その防止することが10年後、20年後にどうなんだろうか。それが果たして正当なのか。そして、私たちは、幾ら頑張っても100以上のことは望めない。そしたら、子どもたちというのは、これはグローバルの中で、次の人たちに任せようやないかというのが、この国際社会では今多いんですけども、そういう中で、私たちは正直言って揺れているんです。

やはり、これは、そしたらそのままほっとくのかというわけにもいきませんので、何らかの、やっぱりその時代に応じた、即応したものをやっつけていかなあかんと思いますが、条例でそれを細かく規制していくということになって参りますと、常設型でしたら、これは、そのときの条例及びそして年度年度の中で検討していけるだろうと。従いまして私は先程申しましたところから言って、どちらかというようなことを言われますと、そのときに出て参りました個別型というようなものに、やっぱりしていかなと。しかし、それとでも、そしたら、条例で決められて、この範囲から、これはそういうところに該当しますよという、その範囲がどの辺になってくるのか、それを決めて参ります。今、上埜さんが言われましたように、どこからそれは線引きになってくるのか、福田さん、持ってくるなど。

そして、往々にして、ちょっとこれは請求されました方、耳が痛いかも知れませんが、はやりのようなところがあるんですね。ですから、この辺が市長さんの、生駒市の市長選挙においても50%を割ってるわけです。だから、これらのことを請求する前に、市民がこの条例に基づいて、もうちょっとやっぱり勉強して、いろんなものを自分なりに持つておかないと、さあ、市民投票します。何も分かりませんが、お隣のおばあちゃんが行くから私も行きますねんというということでは、これは、むしろ弊害になってくるだろうと。だから、その辺のところも合わせて、私は先程言いましたように、やるとしたら、この非常設型の分で行いますけどというのが希望ですが、やはり、そこまでの過程には、もう少しやっぱり生駒として、さしあたり市町村の合併とかいうのがなければ、やはりもう少し時間を置いて、まず我々も勉強せないかんだらうと、こういうことは非常に感じております。とりとめのないことになったかも知れませんが。

【中川委員長】　　いいえ、結構です。

それじゃ、乾さん。

【乾委員】　　金谷さんがおっしゃっておられたように、余りにも範囲が広いので、この委員会としては個別型の方で進めて、常設型の方で行うのであれば、また別の場所の方がいいんじゃないかと思えます。

【中川委員長】　　ありがとうございます。

そしたら、今西委員さん。

【今西委員】　　済みません、遅くなりまして。今、お話を伺って、限られた時間でありますが、個別型、常設型と、できるだけ広く市民の方の意見を求めて聞いていくのがいいのかなと思っております。それで、私、個人的な意見としましては、常設型によりまし

てそういう話も出ましたが、混乱やそのときの印象だけで左右されたりするという事は、ちょっと避けたいのかなということで、やっぱり議会制民主主義という中で成り立ってきておるやつを原則という部分、また1つ考えていく方法もあるんじゃないかなと思っております。

【中川委員長】 ありがとうございます。全体的に大きく分けて2つに議論が分かれていますよね。個別型で、やっぱりその都度、その都度、民主主義を成熟させるために議論に付すべしということと、常設型であってよいと思うけれども、常設型の中身の議論は、この委員会としてやるべきものではないだろうと。ここは自治基本条例全体を討議してきたわけであって、投票の中身については別途の委員会に委ねるべきではないか。だから、その案は常設型の形あるいは個別型の形、いずれにするかの判断も含めて、この自治基本条例策定以後の議論に委ねるという方法もあります。それから、この条例の中で常設型を意識しながら、なおかつ、その委員会ハードル、例えば発議権、何分の1、議会の発議権、何分の1とかいうことを、もう一遍決めてくださいという方法もありますね。そやから、合計3つに今、分かれています、それについて、もう1度、一渡り御意見いただけたらと思います。

なお、もう1度議論をして深めるために、論点をちょっと深めたいのですが、常設型条例、非常設型条例であれ、当委員会としては住民投票ができるという規定は明確に設けておくべきであるというのがこれまでの結論ですね。ですから、今までにない踏み込みをしているわけです。

それから、次に常設型であるとしても、考えなくてはならないのが住民の連署数、発議権を何分の1と定めるのが望ましいのかということを考えねばなりません。これは、先程ちょっと人口のデータを入れてもらったことと関連するんですけど、ハードルが高いところでは3分の1、低いところでは10分の1ですが、低いところは低いように見えていますが、これは人口規模が大きいからだという問題もあります。それから、参考に言いますと、合併特例法では住民発議権が成立するのは6分の1だったと思いますね。だから、合併の是非かを問う法定協議会を作れというのは、6分の1で成立するわけですね。

それから、次に議員の連署数を何分の1とするか、12分の1とするか、あるいは厳しいところで12分の1以上の賛成だけではだめで、出席議員の過半数まで議決せよというところもあります。だから、発議権者は住民、議会、そして市長と3者あるわけです。市長の発議権を認めていない市もあるんです。ですから、市長の発議権も当然、認めるべき

じゃないのか、あるいはやめるのかという議論と、それから議会の発議権をどのぐらいの分母、分子で決めるか、住民の発議権をどのぐらいの分母、分子にするか、この発議権に関する数値ということ、少し意識してください。

それから、次に請求要件で概ね18歳以上については、大体新しい事例では18歳以上の日本国民に関しては認めていっているという傾向ですね。一部は16歳以上というところもありますけど。それから、在住外国人、特に定住外国人、外国人登録をしておられる、こういう外国人も認める。したがって、18歳以上の定住外国人は対象に入ることについても大体、合意していただけるのかどうかというのが、次の議論になると思います。

それから、投票成立要件を3分の1としているところと、2分の1としているところとがあります。これのハードルも結構あるんですけど、概ね2分の1と3分の1という2通りがあります。

それから、ここに出されております「決めよう会」の試案の方では、参考までに数字を申し上げますと、満18歳以上の内国人、外国人、ともに対象となります。それから、住民の発議請求権は8分の1以上、それから市議会に関しては空白にしておられますが、発議権ありと。市長も発議権ありです。それから、投票の成立要件に関しては規定はありませんが、尊重要件として4分の1以上ということになっています。この辺が出されている原案ですね。

それで、生駒市として、いわゆる常設型で臨む場合の論点としては、必要署名数、何分の1が妥当なんだろうということ。それから第2の論点として、議会の発議権は何分の1にするか、市長に認めるかという発議権者に関する議論。次に、投票資格者に関する議論。3つ目に投票成立要件に関する議論。これらをやっていただく必要があるんですが、本日のこの委員会の皆さんの御意見を賜った限りでは、今、この場で何分の1だというのは、少し僭越ではないだろうかと思っておられる。また、我々は自治基本条例全体の骨格と住民投票ができるということもあれば、踏み込んで、それだけでも意思をはっきりさせたわけですね。そこまでは御了解いただけますか。

ならば、今、申し上げたような様々な論点は、いかがでしょう、大筋ですよ、自治基本条例の成立を先に期したいというお考えですよ、個別派も常設派も。

津田さん、いかがですか。

【津田委員】 そうですね。でも、その成立要件があるから、逆にこちらが考え方をこの辺にとというのも。やっぱり一番基本は、住民自治ということに関して、より住民の意思

が反映されやすい。しかし、片一方で間接民主主義というのも守ろうということの中で、より市民の意見をどうやって反映させるかという話ですよね。ですから、それを受け入れるか、受け入れないかというのは、また別問題で、我々が話ししないといけないのは、本来、どういう提案を委員会としてするべきなのかという論点に立った方がいいのではないかと思うんですけどね。

【中川委員長】　そうですね。だから、いわゆる住民自治を重視するという立場から言うと、この常設型若しくは個別型であれ、今、市民参加に基づく一部専門家を入れた住民投票条例を検討する委員会を、少なくとも、この委員会以上の専門機能を持った委員会として作ってもらって、そこで個別条例というのか、受けた条例を議論してもらうのが正しいのではないのでしょうかね。ここは、地域コミュニティ部会ですから、所管事項としては入っとるけども、住民投票についてやるべきだという意見に関しては、みんな一致しているわけですよ。だから、あと個別あるいは常設の論点と、投票要件とか、今の様々な論点は、生駒市の実情に即した、やっぱり検討を加える必要がありますよね。

【津田委員】　もう1つは、やっぱり住民投票、いずれかの形にしろ、成立したとしても、結果的にそれを尊重するということにしかいかないわけですね、今の現段階ではね。だから、ここを、やっぱりもっと、先程のいろんな意見を、単独の場合もありましたけど、やっぱり熟成させていく、市民の中に。そのことをもっともっと取り入れていかないと、最終的な投票数にしてもそうだし、議論の論点にしてもそうですけど、やっぱりもうちょっとそこにも時間をかける、かけるというのは、今、決めないという意味じゃないですよ。これからの設定としてタウンミーティングの開催を数多くしたように、委員会としては、その設定も、やっぱりやってもらいたいという要望を出すべきであるんじゃないですか。

【中川委員長】　ただ、それを議論するのは、やっぱり1年ぐらいかかるん違いますかね。僕はそんな1回や2回のタウンミーティングで決めたらあかんと思いますわ、こんな大事なことを。やっぱり、どうでしょうか、自治基本条例上は、市民、議会、行政の役割と、ですから権限権能というのを明らかにして行って、まちづくりの原則も明らかにしてここまで来たわけで、その中の重要なツールとして住民投票という、いわゆる民主主義の補完措置を入れたわけですけど、その細やかな要件等については、やっぱり少なくとも1年ぐらいはかけて、みんなで議論してもらいたいと思うんですけどね。その役割を、この委員会がしなさいとおっしゃる世論があるのならば、条例を議会に送ってから後、引き続き

生駒市住民投票に関する検討委員会と名前を変えてでも、やれとおっしゃるならやったらいいと思いますが、さらにもう1度市民参加を仰いで、万機公論に決しながら中身を決めていくのがいいのではないのかなという気はするんですけどね。

【上埜委員】 市民自治基本条例というのは、基本的には地域の協議会をやるわけで、地域でいろいろなことを話し合う。しかし、ここで出てくる、いわゆる政治的課題というか、我々のレベルの一番高いレベルについては、その地域協議会では決まらんとするんです。しかし、市長が変わったり、そのことによって今回も変わったというような、非常にレベルの高い話ですので、それは、やっぱり個別型であろうが常設型であっても、結局、投票、いわゆる市長選挙あるいは議会選挙に替えることができるわけであって、あくまでも、基本は、やっぱり市民自治の地域である協議会が、ここでいう一番基本になっているわけやから、余りにも常設型とか個別型とか、こういう制度はあるけども、ここでこういう偏った、余り深いことを決めずに、地域へ追い返せというのが、この市民基本条例の基本ではないかなと思うんです。

【中川委員長】 おっしゃることは、そのとおりです。これ、もうほぼ9分8厘か7厘ぐらいまでは、原案がほぼ固まってきているんですね。ですから、議会に上程するのは、あともう1回、議会と勉強会というんですか、意見交換会をすれば、ほぼ成立までこぎつけるだろうと思われるところまで来ていますが、議会さんにも住民投票に関する御意見は、やっぱり何遍も賜っております。議会も、住民投票に関する規定が入ることに関しては、何の抵抗も見せておられないし、むしろ賛同しておられますが、いわゆる議員側が何分の何で発議できるかについては、私は議会自身が考えられたらどうかという気持ちもあるんです。ですので、住民投票に関する条例は、やっぱり必要でありますけども、この本体条例では、住民投票をすることができるということを宣言することにとどめ、そして、その中身の細やかな、「決めよう会」が考えてくださったような、このぐらいの条例は絶対必要なんですね。これを別途作る委員会を設けるということでやっていただきたいというのが、私の今日の気持ちなんです。ですので、今、申し上げたような御意見を付して、幹事会に返したいかなと思います。ですので、基本構想の案について、条例案について、少し修正をしていただいたらどうかと思います。

【事務局】 基本構想の方を、もう1回読ませていただきますでしょうか。

【中川委員長】 はい、読んでください。

【事務局】 あくまで、これは、この3月にいただいた基本構想をもとにして書いてい

ただいておりますので。

【中川委員長】 その時点のものですからね。

2. 市民投票原則、3. 市民投票要件について（事務局：検討資料読み上げ）

【中川委員長】 それでは、基本構想原案を審議したいと思います。先ほどの御議論の流れからいきますと、別途条例はやっぱり必要だということは大体御承認いただけだと思いますが、それを常設型条例にするのか、あるいは個別型条例にするのかについて、我々の意見は今、まとまっておられません。なので、1つ提案ですが、個別型条例と初めから決めてかかっているような文言は削除し、そこに議論を委ねたいと思います。従いまして、条例案提示、生駒市としての考え方のところは、市長は市政にかかわる重要事項について直接、市民の意思を確認するため、「議会の議決を経て」とありますが、これを削除します。確認するため、市民投票の制度を設けることができるにいたします。この「議会の議決を経て」というと、個別条例を暗示しますので、その判断はしておらない。

それから、次に、基本構想及び条例例示案の、その次の原則の方ですが、条例案提示の前の基本構想、2行目、市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めること並びに市長は、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならないことを規定するとありますが、これは、今日の議論では、個別あるいは常設ということにとらわれてはいかんという答えになっちゃったので、「それぞれの事案に応じ」を削除します。

どうぞ、前川さん。

【事務局】 基本構想は今年の協議結果でございますので、条例案の例示のところ投票要件を……。

【中川委員長】 そこも変える。

【事務局】 基本構想は、もう出ておりますので。

【中川委員長】 もう、これ、確定しているのか。

【事務局】 もう出させていただいて、市民の方にも公表させていただいているので。

【中川委員長】 そうか。ほな、これは触らんでええわけやな。

【事務局】 基本構想は。

【中川委員長】 むしろ触ったらあかんのやね。分かりました。

条例案例示の方です。市民投票要件、市民は、市長に対して市民投票を請求することができるの次の3番目、第3項、市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、「それぞれの事案に応じて」、これを削除します。必要な事項は別に定める。この場合において、議会及び市長は投票資格を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮しなければならない。市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならないという条例案にしたいと。だから、これは別途、条例で定めるものとする、こうなるわけですね。前川さん、いかがですか。

【事務局】 そうですね。ただ、条例解説案のところの①の一番上の●で、これについては自治法の74条で条例制定請求権のことで、この規定に基づいて住民投票条例の請求を提出することができることの規定ですと言っていますので、これを言い切ると個別型をイメージしてしまうことになりますので、この辺の書きぶりは、ちょっと考える必要があるかと思います。

【中川委員長】 ちょっと、これ、変えてもらわなあかんね。これは変えてもらわなあかんね。これは、もう前からできることやから。前からこれでできるよということやからね。

【事務局】 伊賀市型の議決のところは。

【中川委員長】 だから、解説案そのものを書きかえてくださいな。

【事務局】 はい。

【中川委員長】 伊賀市は非常設型ですね。名張市は常設型ですね。だから、名張市型の方に近づきますけども、書きぶりとしては。条例の検討の中で、それは決定してもらいたい。ただ、我々は個別型ということに当初、意思決定していたけど、それを外すということです。つまり、賛否を明らかに、まだしていないんですよ。ただ、その議論をここで聞いた結果、両派分かれましたね。なので、個別型とはっきり示していたそれぞれの事案に応じてを外すということです。

【金谷委員】 それと、ちょっと一般市民の方が、個別型と常設型いうのを、皆さん、理解されてるんだろうか。この辺、まず後でそういう委員会のみ役割でも、広報等そういう説明をしていかなあかんと思うんですけどね。

【中川委員長】 それは、ここに来ておられる、「みんなで決めよう会」の方々もロコミでいろいろ広げてくれはるんと違いませんか。もちろん、行政側も一般公募をするときに、

委員会、そういうアピールをせんとあかんと思いますね。これは、あくまで私の私見であります。確かにこの委員会も平成14年か15年ぐらいから、ずっと延々とやってきて、ここまでようやくこぎつけたなというところなんですけど、住民投票の問題そのものについては、やっぱりやることは正しいし、やる方向で臨みましょうということは、皆、コンセンサスを得ていたと思うんですね。ただ、今の話の中にある常設型あるいは個別型ということの議論に関しては、幹事会の中でも議論しております。そこでも、しかし結論がまだ出ていないわけです。ですので、これを本条文の中に、例えば住民の8分の1以上とか6分の1以上とかいうことを書き込むのは、私たちの委員会としてもコンセンサスがとれていないので出し切れません。だから、もちろん、そういたしますと、議会議員の12分の1とかあるいは8分の1とかいうことについても、議会の同意がないので、書き込むことがちょっと困難です。

ですから、今日の間結論としては、限りなく常設型も含めて容認しながらも、次のいわゆる住民投票条例そのものを議論するところできっちり議論してもらいたい。自治基本条例としては、できるということで条文をはめ込みたいという意見に、ちょっと集約しようかなと思っているということです。という考え方で、今、修正案を御提起しました。非常にわずか切っただけのことです。というようなことで、もう1度最終的に修正意見、あるいは修正の追加意見とかございましたら賜りたいと思いますが、今、私が提起させていただいた原案についてもいかがでしょう。三林さんがおっしゃった子どもの意見を聞くというのは、住民の50分の1以上で請求するというだけでも可能だし、それはフレキシブルに考えられますよ。もしやるとすれば、皆さん、いかがでしょう、18歳以上はオッケーでしょうか。そんな若い者に任したら危ないがなですか。

はい、どうぞ。

【福田委員】　　ちょっと1つ、あれなんです、今の自治条例比較とかいうところで読んでみますと、たくさん市の町におきまして「市長は」と出てきますね。これは単純に考えまして、生駒市は市民ということで出てきているんですが、市長はということは、市長が自分の考え方にどうなんだろう、迷いが生じたとか、それとも進めていくために、市民の方に私の考えはこうなんだけれども、どうだろうということを聞くために、そうされているのか。それとも、やはり長年の中にいろんなものが出てきて、市長さんの考え方を不満と、それはリコールはしたいけど、そこまでいくまでわけじゃないのでと、そやから一般に私らの市民請求をしてそして考えを聞いてくださいという、このどちらかになろうか

と思うんですが、部課長とされて、そういうパターンというのは往々にしてどういう方向なんでしょうか。

市長が1つの物事をよう決めんから、ひとつ皆さんに聞こうとするのか、それとも、やっぱりここで民主主義制をとって広く意見を聞こうとしてされるのか、それとも、いや、それでは困るねんと、ここで起こってきた問題に対して、我々はこんなことを思っているのに、市長には届かないから、これを何とかしてくれというようなことの3つぐらいにはとれると思うんですが、ここで出てきました条例の意図は、市長が、市長がと出てくるんで、市長が主体であって、市長が強引な方だったら、そんなん聞く必要ない、やってしまえということになりかねんなど。それでは、全く民主主義的なものが育っていかないなど私はいつも思っているんですけどね。

【中川委員長】 条例案提示のところを、ちょっと御覧いただきたいんです。生駒市としての考え。

【福田委員】 はい、生駒市と出ているからね。これで、私も今の出てきました基本条例のところ……。

【中川委員長】 ここでは、主語は市民はと、議会及び市長はですから、3者ともなっています。他の町では、例えばニセコ町では、「町は」になっています。町はね。生野町も「町は」になっています。宝塚市は「市長は」。宝塚市の場合は市長のイニシアチブなんです。多摩市は市長の発議というのを非常に大事にしておるなという気もいたします。伊賀市が市長がリーダーシップを握ってやっているんですけど、実際は個別事案ごとのものですから、かなり市長のリーダーシップが強過ぎるということから、住民からもできるよということを言っているんですけど、地方自治法上の規定にとどめているんです。だから、ちょっとずつニュアンスが各自治体によって違います。生駒の場合は、原則は市長がなっていますけども、実施方法に関しては3者等位になっています、発議権は。

ほか、何か御意見、御疑問、ございますでしょうか。

津田さんがおっしゃったように、もう1度持ち帰って、みんなで議論を深めて、もう1回ワンラウンドやろうかという考え方もあると思うんですけど、この委員会でその議論を固めて、そして、それを結論出せるかなという、ちょっと不安を今日感じたので、少なくとも個別条例に限定はしないというところまで踏み込んで、議会に対してお答えするというぐらいはいけるかなと思ったんですけど、その点、津田さん、いかがでしょう。

【津田委員】 それで、そのお話は、それぐらいが。我々、これ、議論を重ねていって

も、3 者的な結論、先程の議会の話も議員さん自らがやっぱりある程度決めていくことで、ここで決めるというのはおかしいかなと思うので。それから、もう 1 つは、個別の問題がありましたけども、個別の問題で言うと、要するに投票の条件で、その辺がきめ細かくやればやるほど、常設型とはまた違うやり方もあるというお話ですけど、常設型で規定してしまうと、大ざっぱな決め方になるという部分もありますし、かといって、何かが出てきたときに、個別型にしていくと物すごい時間がかかっていって、また困る部分もありますし、いろんな、やっぱり先程のデメリット、メリットがあるかなと思うんですけど、ここで、もう 1 つ、やっぱり確認したいなと思うのは、名張市の部分でありましたけれども、要するに、投票結果は法的な拘束力を持たないにしても、その投票結果を尊重するということを、やっぱり明確に書かれていないと、取扱いは自由みたいな形になっていくと、ちょっと問題かなと思いますので、その辺は、どこかで明解に。

【中川委員長】 それは、第 4 項の市民投票結果の取扱いはあらかじめ明らかにしなければならないというところで拘束をかけているんですね。だから、尊重しますと宣言するんか。ただし、それは違反したところでも、自治法違反でも何でもなく、政治責任は発生するわけですしね。これが精一杯というところですよ。

【津田委員】 明らかにしなければならないところで精一杯と。

【中川委員長】 自治体条例では。「尊重するものとする」も同じことですよ。

【安藤委員】 尊重の方が、より拘束力があるような気がしますけど。

【中川委員長】 だから、あらかじめ明らかにするというのは、出た結果は尊重しますということですよ。宣言するということですよ。そうならざるを得ませんわね。どんな結果になっても、それは参考としますというだけですから、御参考までに皆さん、やってくださいなんてことを、あらかじめ明らかにする市長はいないでしょう。

【上埜委員】 そういうことであれば。これを何千万とかけて、人を何人も動員してやった結果、尊重しますというだけでは、余りにも負担が大きいですよ。

【中川委員長】 今の御意見はいわゆるコスト論としては、やっぱり記憶すべきだと思うんです。そのことによって、やっぱり職員も動員されるわけだし、物資も消費されているわけですから、ただではないということも、次の検討すべき機関に議論としては送っていきたいと思います。

それで、本体条文の中に、名張市のように住民の総数何分の 1 で請求できるとか、議会の何分の 1 の発議で過半数の同意で成立するとかいうことを入れるというのは、この委員

会としては、ちょっと力量的にも、あるいは時間的にも立場的にも、これが精一杯だという答えが出ましたが、論点としては、もう明らかになりましたので、次の委員会、次の委員会といっても別の委員会になりますよ、条例が可決されてからの。その委員会に、今日議論したようなことの内発議権のあるべき標準、6分の1がええのか、5分の1がええのか、4分の1がええのか、3分の1がええのか、10分の1がええのか、一杯ありますけども、それをこの場で議論するには、余りにもデータが足りないし、審議、調査もできない。ということ、次の委員会に申し送り事項として伝えていただきたい。つまり、論点としては、4つぐらいありましたね。発議権者は3者ある。その発議権者の内、議会と住民の発議要件。それから、請求要件、これは18歳以上とすることに決断するというのが望ましいという大体のコンセンサスはとれたかなと思うんですが、いかがでしょうか。まだ二十歳未満の若い者に任すのは危ないと思われるでしょうか。この委員会としては、大体オッケーですか。いかがでしょう。

【金谷委員】 18歳ぐらいからね、少しずつ、やっぱり入ってもらわんと、二十歳になってからのいろんな選挙に。

【中川委員長】 それから、在住外国人、定住外国人に、これはとても素敵な定義をしてくださっているんですよ、「皆で決めよう会」の投票資格者の第3条の1項、2項。こういうきちっとした定義がありますが、概ねこれに沿った、在住外国人にも投票権、請求権を与えることに関しても、概ねコンセンサスいただけるでしょうか。はい、これについては、当委員会としては賛成するという意見が出ました。

それから、投票成立要件については、何分の1というのがありますが、これについての議論も、この委員会としては、次の委員会に委ねたい。成立要件を書かないということも含めて、あるいは書く場合は何分の1とすることも含めて。合計、この3つですかね、大きく分けた3つですよ。この3つの論点の内、最初の1と最後の投票成立要件については、大衆的な討議をしていただきたい。第2番目の請求権者、投票権者に関しては、18歳以上の在住外国人を含む生駒市民ということに関しては賛成するというので、意見を付記しておきます。

では、検討会としては、条例案提示、人権の尊重に関しては原案を了承しました。それから、市民投票原則に関しては、「市長は市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため市民投票の制度を設けることができる」にいたします。それから、市民投票要件については、「市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。」「議会及び

市長は、市民投票を発議することができる。」「市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定めるか、あるいは別に定める。この場合において、議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮しなければならない。」「市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない」という案にいたします。

以上でよろしいでしょうか。

はい。それでは、今日の審議は、これで終えさせていただきます。

どうもありがとうございました。